

# よくある質問

## ○応急仮設住宅の目的外入居について

質問	回答
すでに仮設に入居している人も対象になるのか？	目的外使用の対象者は新たに地元企業（大槌町に法人登録がある企業やNPO等）に就職した者で現に住む家が無い人もしくはUターン者等が対象であり、すでに仮設住宅に入居している人（現に居住地がある人）は住む家がありますので、対象外です。
大槌町内の民間賃貸住宅に住んでいるが、家賃が高いので仮設に入居したい。	すでに住む家がある方は、目的外使用の対象外です。
大槌町民で結婚したが住む場所がない。仮設に入居したい。	目的外使用の対象者は新たに地元企業（大槌町に法人登録がある企業やNPO等）に就職した者で現に住む家が無い人もしくは、実家が被災し住む家が無い人等が対象であり、町内に居住している方は対象者ではありません。
復興事業のゼネコンで仕事をしているが、仮設に入りたい。	復興事業関係者は発注の段階で住宅供給の措置を講じているため、目的外使用の対象外です。（地元企業は別）
部屋は自由に選べるのか？	被災者優先を原則としております。空き室との調整次第ですが、原則1人世帯1DK、2人～3人世帯2DK、4人～5人が3Kとなっております。